

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年9月16日(2010.9.16)

【公開番号】特開2009-42266(P2009-42266A)

【公開日】平成21年2月26日(2009.2.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-008

【出願番号】特願2007-203910(P2007-203910)

【国際特許分類】

G 10 L 19/00 (2006.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 M 1/253 (2006.01)

H 04 L 12/56 (2006.01)

【F I】

G 10 L 19/00 330 E

H 04 M 11/00 302

H 04 M 1/253

H 04 L 12/56 230 Z

G 10 L 19/00 220 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月3日(2010.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の符号化方式で符号化された音声データをフレーム単位で受信する通信部と、

前記音声データを復号化する復号化部と、

前記フレームの欠損を検出する検出部と、

復号化された音声データの波形の振幅エンベロープを算出する算出部と、

前記検出部によりフレームの欠損が検出された場合、欠損したフレームに続く欠損しない

フレームに含まれる音声データが前記算出した振幅エンベロープを超えたか否かを判断し、

前記振幅エンベロープを超えた部分が前記振幅エンベロープの範囲内に収まるように音

声データを補正する制御部と、を具備した音声通信装置。

【請求項2】

前記欠損フレームを補間する補間処理部を設けたことを特徴とする請求項1記載の音声通信装置。

【請求項3】

前記制御部は、前記欠損したフレームに続く所定数の欠損しないフレームについて、該フレームに含まれる音声データが前記算出した振幅エンベロープを超えたか否かを判断することを特徴とする請求項1記載の音声通信装置。

【請求項4】

前記制御部は、フレームの欠損が生じた場合であって、欠損後の所定数のフレームに含まれる音声データが前記算出した振幅エンベロープを超えたか否かを判断し、前記音声データが前記振幅エンベロープの範囲内に収まっている場合、前記音声データの補正是行わず、前記バッファに保持された音声データを出力することを特徴とする請求項1記載の音声通信装置。

【請求項 5】

前記制御部は、前記音声データが前記算出した振幅エンベロープを超えたか否かを判断する場合、前記フレームより小さい単位で判断することを特徴とする請求項1記載の音声通信装置。

【請求項 6】

所定の符号化方式はADPCM方式であることを特徴とする請求項1記載の音声通信装置。

【請求項 7】

前記制御部は、フレームごとに徐々に減衰の度合いを緩和するための第1係数と、前記振幅エンベロープを超えたピーク値に応じた第2係数とを乗じた減衰度で音声データを補正する請求項1記載の音声通信装置。